

国 地 契 第 3 6 号
国 官 技 第 2 2 5 号
国 営 計 第 1 2 7 号
平成 1 7 年 2 月 1 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長
企 画 部 長 あて
営 繕 部 長

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長

平成 1 6 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行
における入札・契約業務等の円滑な実施について

この度「平成 1 6 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について」（平成 1 7 年 2 月 1 日付け国会公第 1 6 6 号）により、平成 1 6 年度補正予算による追加事業を含めた当省所管事業について、早期執行を図るとともに、入札・契約手続を早期かつ適正に行うための事務の改善及び効率化について通知されたところである。これを踏まえ、下記事項に留意の上、入札・契約業務等の円滑な実施に努められたい。

記

1. 入札手続期間の短縮

一般競争入札の実施に当たり、特に期間の短縮を図る必要のあるものについては、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（平成 6 年 1 月 1 8 日閣議了解）Ⅱ.

1.（2）（イ）の規定に従い公告の日から入札期日までの期間を少なくとも 4 0 日確保しつつ、入札手続に要する期間を短縮して差し支えないものとする。

また、公募型指名競争入札方式及び工事希望型指名競争入札方式の実施に当たり、特に期間の短縮を図る必要のあるものについては、入札手続に要する期間を短縮して差し支えないものとする。

2. 余裕工期の拡大

「事業執行に関する措置について」（昭和 5 3 年 2 月 1 7 日付け建設省官技発第 6 6 号）記 2（2）に規定する余裕期間については、「事業執行に関する措置についての運用について」（昭和 5 3 年 2 月 1 7 日付け建設省厚発第 4 5 号、建設省技調発第 6 7 号）記第 1 のうち 2（3）中「実工事の期間の 3 0 %を超えず、かつ、3 か月を超えない範囲内」とあるのを「4 か月を超えない範囲内」と読み替えて運用するものとする。

3. 概算数量発注の積極的实施等

- (1) 概算数量発注については、「事業執行に関する措置について」（昭和53年2月17日付け建設省官技発第66号）の趣旨を踏まえ、「条件明示について」（平成14年3月28日付け国官技第369号）及び「施工条件明示について」（平成14年5月30日付け国営計第24号）の規定により工事に関する施工条件を設計図書に明示することに留意しつつ、その適切な活用に努めること。
- (2) 契約変更の範囲については、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号の2）により、「変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とするもの」とされているところであるが、概算数量発注を円滑に実施するため、この規定の弾力的な運用を図ることにより、別途契約ではなく設計変更による取扱いを行っても差し支えないものとする。